

平成30年(ワ)第1324号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社関西住宅設備 外1名

答 弁 書

平成30年9月25日

神戸地方裁判所 第4民事部合議係 御中

(送達場所)

〒541-0043

大阪府中央区高麗橋4-3-7 北ビル7階

志和・高橋綜合法律事務所

電 話 06-6220-4811

F A X 06-6220-4812

被告ら訴訟代理人弁護士 志 和 謙 祐



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

追って認否する。

第3 被告らの主張

追って主張する。

以上